

地方独立行政法人埼玉県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員（第7条―第10条）
 - 第2節 理事会（第11条―第14条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第15条―第18条）
- 第4章 資本金等（第19条・第20条）
- 第5章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、埼玉県の医療政策として必要とされる高度専門医療等を提供するとともに、地域との連携により県内の医療水準の向上に貢献し、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、埼玉県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を埼玉県北足立郡伊奈町に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、埼玉県報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事8人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、埼玉県規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他埼玉県規則で定める書類

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

(任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長及び理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 病院、診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第15条 法人が設置し、及び運営する病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市
埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町
埼玉県立小児医療センター	さいたま市
埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町

(業務の範囲)

第16条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第17条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により埼玉県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、埼玉県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として埼玉県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により埼玉県からの出資に係る不要財産を埼玉県に納付した場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、埼玉県に帰属する。

第5章 雑則

(規程への委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第19条関係）省略

別表第2（第19条関係）省略